

地域街づくり計画

「 五箇地区まちづくり計画書 」



平成21年3月

五箇地区まちづくり協議会

1. 五箇まちづくりに関する基本方針

1) 基本理念

越前市岡本地区にある五箇の里（不老町・大滝町・岩本町・新在家町・定友町）は千五百年前から始まるとされる越前和紙の産地です。これまで日本一の手漉き技術を誇る和紙産業とともに発展してきた街であります。地域内には国の重要文化財であり紙祖神として崇められている岡太神社・大瀧神社を始めとした数多くの神社・仏閣が残されており、深い歴史性を持つ街でもあります。そして、これらの歴史的背景の中で、卯立の民家、手漉き工場が連なる地方独特の街並みや良好な風土が形成されてきました。

これらの歴史・文化・伝統・産業が薫る独自の美しい景観は、先人から受け継いだ住民共有の貴重な財産であるとともに、住民の生活にうるおいと安らぎを与えてくれる景観として、大切に守り育てよりよい形で次代に継承していかなければなりません。

魅力と活力にあふれるよりよいまちづくりを目指して、創意と工夫を凝らした景観づくりに取り組むことは、地域の魅力を一層高めることにつながることから、交流人口の拡大や観光の振興につながるとともに、五箇地区の活性化や産業振興などにも寄与することが期待されます。私たち住民が、街づくりを通して郷土のすばらしい自然や歴史・伝統が息づく景観に身近に触れること、街並み保存などの景観づくり活動に参加することは、自分たちのまちに対する誇りや、そこに暮らすことへの愛着を育むことに繋がるとともに、住みよいまちづくりへと発展していくと考えます。

2) 目的

卯立建築などの伝統的家屋や地域を象徴する神社などの歴史的景観と、山や川といった自然景観が織り成す五箇特有の景観資源を大切に維持・保全・活用するとともに、歴史的なまち並み景観と調和した個性ある住み良いまちづくりを推進することを目的とする。

景観まちづくりの概要

「神と紙の郷」らしさを演出する「まち並み景観の形成」

まちの活気と賑わいを生み出す「活力拠点の整備」

五箇の魅力に触れながら楽しく散策できる「道路空間の整備」

住民主体の活動を活発化させる「推進体制と誘導策の導入」

美しい魅力ある街並や風景をつくることは、その地域の価値を高め、潤いと安らぎのある生活・活力ある生活が送られるなどが期待できます。

また、五箇地区固有の景観を大切に守り育てる活動は、郷土に対する誇りや愛着を育み、豊かな地域コミュニティづくりにつながります。

事業の内容

- 1) 地域街づくり計画の策定及び市長への提案
- 2) 地域街づくり計画に基づく具体的事業の推進、関係機関との調整
- 3) 地区内住民の交流、連携
- 4) その他この会の目的達成に関すること

五箇地区の整備構想

五箇地区の歴史・伝統・文化が息づく環境を活かしながら、ゆとりと潤いのある街づくりを進めていきます。

地区施設	整備概要
道 路	シンボリックな道路を、魅力的な街路空間と沿道の街並を修景します。
小 公 園	区民と来外者が、出会い、交流やもてなしの拠点の整備を進めます。
集 会 所	区民の地域活動の中心拠点となる「公民館」を建設します。
神紙の森づくり	岡太神社奥の院、大杉さん、ブナ林の存在するお峰周辺の地を整備し、自然環境や歴史・自然が学べる場所を作ること、青山登りや祭りを機会に、子ども達の学習の場、又はハイキングコースとして多くの人々がふれあう楽しく安全な山づくりを推進し、地域内外の方々との出会いの場とします。

街並み修景整備の概要

五箇地区には、妻入り民家や平入り民家が混在する特徴的な街並みが形成され、落ち着いた雰囲気の通りとなっています。

街路整備と合わせた街並み修景誘導を行うことにより、道路と民地の一体的な景観形成を図ることができます。

建物修景誘導については、地域特有の様式や意匠、工法等を適切に誘導致します。また、建物以外の外構施設や付帯施設（設備等）についても修景整備対象とします。

項目	修景に係る基本事項
様式	在来工法による和風様式とする。
高さ	階数は2階を原則とする。 やむをえず3階とする場合は、3階以上の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。

屋根	勾配屋根で黒色もしくは灰色の日本瓦を使用するか、それと同様の仕上げとす。
壁	外壁等は、在来工法で自然的素材を持つ材料を使用し、通りに面する壁面の位置は、できるだけ隣接する建物の壁面にそろえる。 腰壁：押し縁板張り　壁：塗り壁（漆喰壁　白・黒色）
開口部	窓や出入り口等開口部は、和風の雰囲気を持つ形状・色彩とする。 窓等：木製格子をつける 出入り口戸：木製和風扉　色彩：茶系色
庇・下屋	1階の軒高は周囲に合わせ、庇を設けるなど軒先を揃える。 庇、下屋は瓦（黒色・灰色）や同様な和風の素材で葺くものとする。
色	色彩は、原色をさけ周辺と調和する落ち着いた色彩を用いると共に、多色の使用はさける。
看板	看板は、街並と調和する形状や色彩の物とし、数及び大きさは必要最小限とす。 素材、位置、規模、色彩等を統一する。
緑化	敷地は、空地等であればできるだけ植栽を行い、緑化に努める。
駐車場	各戸の車庫はできるだけ建物に格納するように努め、扉は、木戸・格子戸等の和風なものとする。 通りに面する出入り口部には、和風の門扉・塀を設け修景を行い、街並の連続性に配慮すること。
室外機 自動販売機 電気メーター 等	通りから見える室外機やガスボンベは露出させず、木製格子や木製板等で化粧する。 自動販売機は和風の雰囲気に調和するよう修景をほどこす。 通りからよく視認できる箇所に電気メーター等を設置する場合は、露出させず和風の雰囲気に調和するよう修景を施す。
シャッター等	和風の雰囲気にそぐわない金属製のシャッター類などの色は景観にあった色を使用する。
電柱電線等	通り空中の電線をできる限り少なくするよう努める。 街頭・電柱等は、本数を最小限にし、周囲の景観になじむ様な色・形状にす。
見学施設	産地紹介や和紙工場の見学や商品の販売ができる場の整備。 史跡や歴史的な家屋や三田村家庭園などの整備
休憩所	神社境内の中に休憩場所を設ける。 公民館の一部屋の解放。 小公園（ポケットパーク）の整備。 古民家の活用。

五箇地区 住民活動のまちづくり事業

五箇地区まちづくり計画（住民活動）

- 沿線を花で飾る（各家の軒先にポットで花を植える）
- 和紙の里通り「河濯さん」の発展 → 各沿線での「河濯さんまつり」の実施
- 和紙の里通りの七夕まつり → 各沿線での「七夕まつりの再興」
- イルミネーションでの装飾（秋・クリスマス限定）
- 沿線に行灯をならべる（お祭り時） → 行灯コンテスト
軒先ランプシェード



- 和紙オブジェ等を軒下に展示する
- 街角美術館



- 和紙の里3館との連携
- 「和ッショイinいまだて」との協働事業の開催
- 和紙の里通り～大瀧神社のまちなか探検会
- 観光ガイド（ボランティア）
- 沿線でのお茶サービス（ベンチ）
無人配茶（接待所・休憩所）・・志箱の設置
- 災害避難訓練
- 区民対象の消防訓練等
- 清掃活動

五箇地区 地域まちづくり協定書

(目的)

第1条 この協定書は、越前市住みよい街づくり推進条例（平成 19 年越前市条例第 12 号。以下「条例」という。）に基づき、卯立建築など伝統的家屋や地域を象徴する神社などの歴史的景観と、山や川といった自然景観が織り成す五箇特有の景観資源を大切に維持・保全・活用するとともに、歴史的な街並み景観と調和した景観の形成を図ることにより、個性ある住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は五箇地区地域まちづくり協定（以下「協定」という。）と称する。

(協定の区域)

第3条 この協定の区域は、別図に示す区域とする。

(協定の締結)

第4条 この協定は、前条に定める区域内の居住者及び権利者全員の 3 分の 2 以上の合意により締結する。（以下、協定を締結した者を「協定者」という。）

(協定の変更又は廃止)

第5条 この協定に係る協定区域、建築物等（建築物（条例第 2 条に規定する建築物をいう。）及び工作物及び屋外広告物）の整備に関する事項、その他の事項を変更又は廃止するときは、協定者の 3 分の 2 以上の合意によらなければならない。

(建築物等の整備に関する事項)

第6条 建築物等の新築、増築、改築、除去、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の色彩の変更を行う場合は、協定者によって自主的に結ばれた景観形成基準（別添）に適合するように努める。

(建築物の維持管理に関する事項)

第7条 地区内の優れた歴史的建築物（伝投的民家、神社、工場等）及び協定に沿って整備された建築物並びに敷地内の植樹植栽等は、良好な状態が保持されるよう維持管理に努めるものとする。

(地区施設の維持管理等に関する事項)

第8条 市が整備したポケットスペース等の地区内の公共施設については、別に定める管理協定により協定者が維持管理を行うこととされた場合、当該協定者は適正な維持管理に努めるものとする。

(協議会)

第9条 協定を適切に運営するために、五箇地区まちづくり協議会（以下、「協議会」という。）を、別途、会則を設け設置する。

(協定の有効期間)

第10条 協定の有効期間は、市長が地域まちづくり協定として認定した日から10年間とし、その後第8条及び第9条に定める区域内の建築物及び地区施設等の維持管理の必要性を勘案して定める。

第11条 この協定に規定するもののほか、必要事項は別途定める。

第12条 この協定書は7部作成し、1部を市へ提出し、1部を協議会事務局、1部を当該区域の区長が保管し、写しを協定者全員に配布する。

附則

この協定書は、平成 年 月 日から施行する。

- 1, ガイドブック
- 2, 協定範囲図

平成 年 月 日

五箇地区まちづくり協議会

五箇地区まちづくり協議会活動地域図

